

第25 予防規程（法第14条の2第1項）

I 製造所等（給油取扱所を除く）の予防規程

1 予防規程の作成単位（認可の申請）

同一事業所内に複数の危険物施設がある場合は、予防規程対象施設に含めて一の予防規程として作成し、予防規程本文の他に予防規程適用範囲（危険物製造所等の位置、名称を記載した配置図及び当該施設一覧表）を添付するよう指導する。

2 予防規程と他規程等との関係

事業所の社内規程等（工場就業規則、防災計画（震災対策条例）、危害予防規程（高圧ガス保安法））の内容が、予防規程の法定要件を十分満たしていれば、その様式のいかんにかかわらず予防規程として支障ないものであること。

事業所の社内規程等が複数ある場合は、優先順位を明確にし、記載内容に矛盾が生じないように定めるよう指導する。

3 予防規程に定める事項（平13. 8. 23消防危第98号通知）

予防規程は、事業所の実態に照らし危険物の取扱い形態や規模を考慮して次に掲げる内容等により安全管理の実効が挙がるよう作成するものであること。

(1) 総括的事項

- ① 適用範囲は、製造所等の全域と定めていること。
- ② 事業所の長は、事業所に勤務する者又は立ち入る者に予防規程を周知徹底させる義務があると定めていること。
- ③ その他、次の事項を定めるよう指導する。

ア 遵守義務は、事業所に立ち入る者にも課すること。

イ 予防規程の細則（作業マニュアル、応急処置マニュアル等）に関すること。

なお、予防規程の内容の一部を細則等で定めている場合は、予防規程に必ずその細則等によることを明記させること。

ウ 危険物保安監督者等、危険物の貯蔵、取扱いに従事する者が、予防規程の立案、改正に参画すること。

(2) 保安業務を管理する者の職務及び組織（危省令第60条の2第1項第1号）

- ① 保安管理組織の構成及び業務内容を役職名等で具体的に定めていること。
- ② 保安管理組織を構成する者の代行に関することを定めていること。
- ③ 保安管理組織の組織図の添付を指導する。

(3) 危険物保安監督者の代行（危省令第60条の2第1項第2号）（平4. 4. 17 消防危第34号通知）

- ① 危険物保安監督者の代行者は、施設の規模、人員、勤務形態等に応じて配置するこ

第 25 予防規程

とを定めていること。

- ② 危険物保安監督者の代行者は、保安監督ができる立場の者を指定すると定めていること。

(4) 自衛の消防組織（危省令第60条の2第1項第3号）

① 自衛の消防組織の構成

ア 自衛の消防組織の構成を定めていること。また、勤務シフト等による人員交替や休日・夜間等で人員の減少がある場合は、通常時以外の構成も定めていること。

イ 自衛の消防組織の業務内容は、火災、爆発、危険物の漏洩、流出、風水害、地震時等を想定して定めていること。

ウ 自衛の消防組織を構成する者の代行に関することを定めていること。

エ 自衛の消防組織の組織図の添付を指導する。

② 自衛の消防組織の活動

ア 消防機関等への通報方法を定めていること。

イ 自衛の消防隊の本部位置及び人員、資料等の集結に関することを定めていること。

ウ 近隣事業所と相互応援協定を結んでいる事業所は、協定に基づく応援資器材の要請等の方法に関することを定めていること。

エ 自衛の消防隊の通信、連絡手段に関することを定めていること。

(5) 保安教育（危省令第60条の2第1項第4号）

① 保安教育、訓練は、その対象者、実施期間及び内容等を具体的に定めていること。

ア 対象者を全従業員とし、職場管理者、一般作業者、新入社員（転勤者、アルバイトを含む。）等に分割して定めていること。

イ 実施期間は、年間計画を定めるとともに臨時の新入社員等に対しては勤務することになった時と定めていること。

ウ 教育内容は、施設及び作業の実態に即した保安に必要な知識及び技能について定めていること。

② 教育、訓練記録の保存について定めていること。

(6) 巡視、点検、検査（危省令第60条の2第1項第5号）

① 施設及び設備の維持管理の徹底を図るため、定期的に行う施設及び設備ごとの点検、検査基準を定めていること。

② 危険物の保安に係る次の点検記録表（チェックリスト）を作成し、毎日の巡視点検について定めていること。

ア 運転状況の把握

イ 危険物の貯蔵及び取扱い状況の把握

チェックリストの形式は、点検結果の適否が判別しやすい任意のものであること。

③ 点検の実施者は、点検に必要な資格を有している等を考慮して定めていること。

④ 巡視点検で異常を発見した場合の応急措置及び改善について定めていること。

⑤ 点検等の結果は、危険物保安監督者等の責任者が確認することを定めていること。

(7) 危険物施設の運転、操作（危省令第60条の2第1項第6号）

- ① 誤操作がなく、安全、かつ、適正に運転するための基準を定めていること。
- ② 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び再始動（以下「施設、設備の緊急停止」という。）の操作基準を定めていること。
- ③ 運転、操作基準の定期的な見直しについて定めていること。
- ④ 施設、設備の緊急停止を決定する者を定めていること。
- ⑤ 運転員等の引継ぎ交替に関することについて定めていること。
- ⑥ 火気の種類及び火気作業としての範囲を具体的に定めていること。
- ⑦ 火気使用に関する権限者を具体的に定めていること。
- ⑧ 火気作業従事者の遵守事項を定めていること。
- ⑨ 火気使用の標識の掲出、火気作業の開始及び終了の連絡並びに火気作業前の安全確認について定めていること。
- ⑩ 火気使用区域及び火気使用禁止区域について定めていること。
- ⑪ 車両等の通行規制について定めていること。
- ⑫ N A S 電池の一般取扱所を遠隔監視する場合は、当該施設の監視、制御等を行う場所及び運転体制を含めた運転、操作の方法を定めていること。

(8) 危険物の取扱作業基準（危省令第60条の2第1項第7号）

危険物の貯蔵及び取扱いについては、消防法令に定めるもののほか、危険性に即した貯蔵及び取扱いの基準を定めていること。

(9) 補修等の方法（危省令第60条の2第1項第8号）

- ① 工事管理体制と手続きに関する責任者を具体的に定めていること。
- ② 工事着工前から工事終了後の設備等の安全対策を定め、工事、作業の標識の掲出、工事、作業の開始と終了の連絡及び工事、作業の前における安全確認について定めていること。
- ③ 工事責任者の選任及び工事中の立会いについて定めていること。
- ④ 工事作業者の遵守事項を定めていること。
- ⑤ 工事に火気を使用する場合は、(7)⑥から⑩を準用して定めていること。
- ⑥ 工事場所周辺の施設、設備の安全確認について定めていること。

(10) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の安全管理（危省令第60条の2第1項第8号の2）

- ① 工事に火気を使用する場合は、(7)⑥から⑩を準用して定めていること。
- ② 工事における危険物等の管理については、作業現場に係る危険物の排除方法並びに排除の確認方法について定めていること。

(11) 製造所及び一般取扱所にあつては、危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策（危省令第60条の2第1項第8号の3）

（平17. 1. 14 消防危第14号通知）

(12) 移送取扱所の配管工事の保安監督体制（危省令第60条の2第1項第9号）

第 25 予防規程

- (9)を準用して定めていること。
- (13) 移送取扱所以外の工事における当該施設の配管に係る保安体制（危省令第60条の2第1項第10号）
- (9)を準用して定めていること。
- (14) 災害その他非常の場合の措置（危省令第60条の2第1項第11号）
- ① 自衛の消防組織が(4)の業務内容に基づき、活動することを定めていること。
 - ② 緊急時の連絡網及び連絡手段を定めていること。
 - ③ 事故後の現場保存、原因究明等について定めていること。
 - ④ 災害後から施設再開までの対策について次の事項を定めていること。
 - ア 復旧計画の作成
 - イ 復旧作業の実施
 - ⑤ N A S 電池の一般取扱所を遠隔監視する場合は、当該施設で火災等の緊急時における連絡等の体制を定めていること。
- (15) 地震発生時における施設及び設備に対する点検、応急措置（危省令第60条の2第1項第11号の2）
- ① 操業、火気使用の中止又は制限に関すること。
 - ② 地震直後の緊急点検の実施に関すること。
 - ③ 応急処置体制の確保（必要に応じ従業員の招集等）に関すること。
 - ④ 危険箇所の補修等の実施に関すること。
 - ⑤ 災害等に関する情報収集及び周辺住民等への広報に関すること。
 - ⑥ 来訪者等の事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、混乱防止対策等に関すること。
 - ⑦ 周辺地域の市区町村、事業所及び住民等に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力に関すること。
 - ⑧ 公共性の高い施設では、地震後から再開までの対策について次の事項を定めていること。
 - ア 二次点検の実施
 - イ 被害状況の把握及び施設の補修
 - ウ 二次災害の防止措置
- (16) 危険物の保安記録（危省令第60条の2第1項第12号）
- ① 施設及び設備ごとの維持管理台帳を作成し、巡視、点検、検査の結果及び補修、改修の記録並びに異常時の応急措置記録の保存について定めていること。
 - ② 火気使用の記録及び保存について定めていること。
 - ③ 工事、作業の経過記録及び同記録の保存について次の事項を定めていること。
 - ア 事故の記録・保存に関すること。
 - イ 設計資料及び工事記録等の図書に関すること。
- (17) 危険物施設書類等の整備（危省令第60条の2第1項第13号）

製造所等の許可書類等の保管、整理について定めていること。

(18) その他危険物の保安に必要な事項（危省令第60条の2第1項第14号）

- ① 周辺地域の市区町村、事業所、住民等と震災等の災害時における連携及び協力体制の確立を推進すること、又は締結した場合はこれに係る事項を定めていること。
- ② 施設、設備の耐震化を促進することについて定めていること。
- ③ 防火、防災業務を委託する場合も、防災活動及び教育訓練等が一体的な指揮命令系統のもとに行える体制を確保し、次の事項を明記するよう定めていること。
 - ア 受託者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）
 - イ 受託者の行う防火、防災業務の範囲及びその実施方法

4 単独荷卸しを行う製造所等における事項（平30.3.30 消防危第44号通知）

製造所及び一般取扱所で単独荷卸しを行う場合には、「3 予防規程に定める事項」に、Ⅱ 4(1)から(6)の事項を追加すること。この場合において、Ⅱ、4(1)から(6)中「危険物保安監督者」とあるのは、「危険物保安監督者等」、「給油取扱所」とあるのは「製造所及び一般取扱所」と読み替えるものとする。

5 他の保安規程の適用を受ける施設の取扱い

危省令第61条前段に規定する製造所等に対しては、法第16条の5の規定に基づき、当該保安規程、危害予防規程の提出を求めること。

6 予防規程の制定認可申請について

- (1) 予防規程制定認可申請については、予防規程制定（変更）認可申請書（様式第26号）により行う。
- (2) 申請時期については、危険物施設新規設置の場合、完成検査申請の受付後とする。

7 その他

- (1) 予防規程作成対象施設の作業内容が単純であり、施設の規模が小さく、従業員数が少人数等の場合は、事業所の実態を考慮して、安全管理の実効が上げられる範囲まで定める事項の一部を省略できる。
- (2) 予防規程には、事業所全般の安全を確保するため、危険物施設以外の施設について規定することもできる。
- (3) いったん認可を受けた規程は、危険物保安監督者が変わる場合においても、変更の認可の申請は必要とせず、危険物保安監督者選任・解任届出をすることをもって足りるものとし、また、所長又は代行者等が変わる場合においても、予防規程中に変更の内容を記載することで足りるものとする。
- (4) 在庫管理計画の届出を行うことにより漏れの点検を3年に延長する場合は、予防規程に当該内容に関する事項を追記し、筑紫野太宰府消防組合管理者の認可を要する。

II 給油取扱所の予防規程

1 予防規程の作成単位（認可の申請）

原則として、一の給油取扱所に対して一の認可申請とすること。

2 予防規程に定める事項

(1) 総括的事項

- ① 適用範囲は、給油取扱所の全域とすることを定めていること。
- ② 遵守義務は、給油取扱所の従業員に課することを定めていること。
- ③ 出入り者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務を定めていること。
- ④ 危険物取扱者等、危険物の貯蔵、取扱いに従事する者も予防規程の立案、改正に参画することを定めるよう指導すること。

(2) 保安業務を管理する者の職務及び危険物保安監督者の代行（危省令第60条の2第1項第1号、第2号）

- ① 保安管理組織の構成及び業務内容を役職名等で具体的に定めていること。
- ② 危険物保安監督者の不在時における当該職務の代行者について定めていること。
- ③ 所長、危険物保安監督者、危険物取扱者及びその他の従業員の保安に係る職務について定め、保安管理の組織図を添付するよう指導する。

(3) 自衛の消防組織（危省令第60条の2第1項第3号）

- ① 勤務体制がシフト制を採用するなど、日時によって従業員が異なる場合や営業時間が長時間にわたる場合は、実態に合わせた組織を定めること。
- ② 「I 製造所等の予防規程」3(4)を準用すること。

(4) 保安教育（危省令第60条の2第1項第4号）

「I 製造所等の予防規程」3(5)を準用すること。

(5) 巡視、点検、検査（危省令第60条の2第1項第5号）

- ① 毎日、定期、臨時に行うべき点検項目及び点検実施者について定めていること。
- ② 点検実施者が異常を発見した場合における使用禁止の表示等の処理を行う義務及び所長への報告義務を定めていること。

(6) 危険物施設の運転、操作、危険物の取扱い作業基準（危省令第60条の2第1項第6号、第7号）

- ① 危険物取扱い作業時における貯蔵及び取扱い基準については、法令に定める基準を遵守する義務の他、次の事項を定めていること。
 - ア 無資格者が危険物を取扱う場合における危険物取扱者の立会い義務
 - イ 給油又は注油時における油種の確認
 - ウ ローリーからの危険物受け入れ作業時における危険物取扱者の立会い義務と品目の確認及び受け入れタンクの残量の確認

エ みだりに火気及び火花等を発生させる機械器具の使用の禁止

オ 危険物の積み降ろし時及び給油時における自動車等のエンジン停止の確認

カ ガソリン及び灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注油済み容器の放置の禁止

キ その他当該給油取扱所の形態等に応じた必要な事項

- ② 当該給油取扱所において給油又は注油以外の業務を行う場合においては、給油又は注油以外の業務に支障を与えないよう細心の注意を払うことを定めるとともに、特に留意しなければならない次の事項も定めていること。

ア 給油又はこれに附随する注油、自動車等の点検、整備若しくは洗車と関係ない者を対象とする業務の禁止

イ 給油業務を行っていないときの係員以外の者の出入禁止措置の実施

ウ 所内にいる客等の状況に応じた係員の配置及びこれによる整理、誘導の実施

エ その他当該給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じた必要な事項

- ③ 給油取扱所内の駐車については、給油のための一時的な停車を除き、給油空地及び注油空地以外の場所において、あらかじめ明示された駐車場所において行わせることについて定めていること。

なお、設置許可又は変更許可の申請時以外の場合で、新たな駐車場所の明示を行う場合は、平面図を予防規程に追加することを指導する。（運用事項）

- (7) 補修等の方法（危省令第60条の2第1項第8号）

「Ⅰ 製造所等の予防規程」3(9)を準用すること。

- (8) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の安全管理（危省令第60条の2第1項第8号の2）

「Ⅰ 製造所等の予防規程」3(10)を準用すること。

- (9) 顧客に対する監視その他保安のための措置（危省令第60条の2第1項第8号の4）

（平10.3.13 消防危第25号通知、平30.8.20 消防危第154号）

- ① 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の顧客に対する指示、連絡体制及び必要な措置体制を定めていること。

- ② 顧客用固定給油設備等の1回の給油量及び給油時間の上限の設定について定めていること。

- (10) 災害その他非常の場合の措置（危省令第60条の2第1項第11号）

- ① 災害時の即応体制を整えておくため、自衛の消防隊を編成すること及び自衛の消防隊長、自衛の消防隊員の責務を定めていること（規模に応じ、その役割分担を定めていること）。

- ② 事故時の措置及び消火活動等については、次の事項を定めておくこと。

ア 火災の発生又は危険物の流出等を覚知した者の報告義務と、自衛の消防隊長の指

第 25 予防規程

揮下で実施する客等の避難誘導及び応急措置

イ 危険物が給油取扱所外へ流出した場合又は可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合における周辺地域の住民及び通行者等に対する火気使用の禁止等の協力要請及びこの場合における流出防止、回収等応急措置

ウ 火災発生時又は危険物の流出等の事故が発生した場合における消防機関への通報

(11) 地震発生時における施設及び設備に対する点検、応急措置（危省令第60条の2第1項第11号の2）

① 地震発生時の措置については、危険物取扱い作業の中止、安全確認のための点検実施についてのほか、以下の項目について定めていること。

ア 来訪者等の事業所における帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、混乱防止対策等

イ 周辺地域の市町村、事業所及び住民等に対する初期消火活動その他震災対策活動の協力

② 地震後から施設再開までの対策について、次の事項を定めていること。

ア 二次点検の実施

イ 被害状況の把握及び施設の補修

ウ 二次災害の防止措置

エ 復旧作業等の実施

オ 震災時の電力供給遮断に備え、緊急用発電機及び可搬式ポンプを設置する場合の運用方針

(12) 危険物の保安記録（危省令第60条の2第1項第12号）

「Ⅰ 製造所等の予防規程」3(16)を準用すること。

(13) 危険物施設の書類等の整備（危省令第60条の2第1項第13号）

「Ⅰ 製造所等の予防規程」3(17)を準用すること。

(14) その他危険物の保安に必要な事項（危省令第60条の2第1項第14号）

「Ⅰ 製造所等の予防規程」3(18)を準用すること。

3 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所における事項

(1) 高圧ガス製造保安総括者、高圧ガス製造保安員も予防規程の立案、改正に参画することを定めるように指導する。

(2) 高圧ガス製造保安総括者、高圧ガス製造保安員の職務代行者及び保安に係る職務について定めていること。

(3) 圧縮天然ガス等の災害に対応した消火活動、応急措置、防災資機材等に関して定めていること。

(4) 危害予防規程との関係

予防規程における緊急時の対応組織及び措置は、福岡県に届出される危害予防規程と共通のものを定めていること。

4 単独荷卸しを行う給油取扱所における事項（平30. 3. 30 消防危第44号）

- (1) 危険物保安監督者及び従業員に対する教育訓練（危省令第60条の2第1項第4号関係）
第20単独荷卸しに係る運用別添1「給油取扱所等の単独荷卸しに係る教育訓練」内の事項について定めていること。
- (2) 安全対策設備の維持管理（危省令第60条の2第1項第5号関係）
単独荷卸しを行うため設置する安全対策設備及び安全対策設備を適正に維持管理するための点検等を定めていること。
- (3) 単独荷卸しの実施（危省令第60条の2第1項第7号関係）
石油供給者が構築した単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを適切に行うことを定めていること。
- (4) 事故等の異常事態発生時の対応（危省令第60条の2第1項第11号、11号の2関係）
営業中及び営業時間外における単独荷卸し時に異常事態（火災等の発生及び安全対策設備の異常）が発生した場合の対応を定めていること。
- (5) 単独荷卸しの仕組み（危省令第60条の2第1項第14号関係）
石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みについて、次の事項等を定めていること。
 - ① 給油取扱所に設置する安全対策設備
 - ② 単独荷卸しを実施する運送業者が実施すべき事項
 - ③ 石油供給者が実施すべき事項
- (6) 危険物保安監督者、従業員の体制（危省令第60条の2第1項第14号関係）
単独荷卸し時における危険物保安監督者、従業員の体制について、次の事項を定めていること。
 - ① 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の危険物保安監督者の従業員に対する単独荷卸し開始時及び終了時の周知
 - ② 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の乗務員との連絡体制（開始時、終了時等）
 - ③ 営業時間中に単独荷卸しを行う場合の給油取扱所においてとるべき措置
 - ④ 単独荷卸し終了時の油量等の確認の実施
- (7) 添付する書類
 - ① 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
 - ② 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名
 - ③ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）

5 委託契約等による危険物取扱者が派遣されている給油取扱所における事項

給油取扱所における防火・防災業務を委託等により、他の会社から派遣される危険物取扱者が行う場合、防災活動・教育訓練及び監視業務等が一体的な指揮命令系統のもとに行える体制を確保し、次の事項を明確にするよう定めていること。

第 25 予防規程

(1) 受託者に関する事項

- ① 受託者の氏名及び住所（法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地）
- ② 受託者の行う防火・防災業務の範囲及びその実施方法
- ③ 前②に関する危険物取扱業務等の作成様式については、別紙様式 1 により提出するよう指導すること。（運用事項）

(2) 予防規程の変更等に関する事項

- ① 受託契約の締結・解約及び契約会社を変更する場合（以下「締結等」という。）は、締結等を行った後速やかに予防規程の変更認可を受けること。
- ② 前①の締結等が行われる場合は、危険物保安監督者又は代行者等の指示・指揮命令の下に適切な取扱業務が行える体制になっているかを予防規程に添付される委託契約内容から確認し、より実効性のある保安体制が確保されるよう指導すること。

6 電気自動車用急速充電設備を設置する給油取扱所における事項（平24. 3. 16 消防危第77号通知）

給油取扱所における流出事故発生時には電気自動車用急速充電設備（以下「急速充電設備」という。）の電源を速やかに遮断する必要があることから、次のことについて明記すること。

- (1) 急速充電設備の使用状況を常時適切に監視する体制の構築に関すること。
- (2) 急速充電設備にかかる従業員への教育及び緊急遮断装置の操作方法等に関すること。

7 危険物から水素を製造するための改質装置の暖機運転時の遠隔監視に係る予防規程における事項（平24. 5. 23 消防危第140号通知）

危険物から水素を製造するための改質装置（以下「改質装置」という。）について、次の事項を予防規程に明記すること。

- (1) 改質装置の監視、制御を行う場所
- (2) 改質装置の監視、制御を行う体制
- (3) 改質装置における火災等の緊急時における連絡体制（消防機関への通報を含む。）及び対応体制
- (4) 改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練

8 ガソリンの容器詰め替え販売に関する事項（令元. 8. 7 消防危111号質疑、令元. 12. 20 消防危第197号通知、令2. 5. 7 消本予第156号通知）

ガソリンを専用の容器に詰め替えて販売する場合は、次の事項を明記すること。

- (1) ガソリンの詰め替え販売時
 - ① 本人確認等及び監視に関すること。
 - ② 販売記録の作成に関すること。
 - ③ 指定数量以上のガソリンを詰め替えて販売する場合は令2. 6. 18 消本予第156号通知

によることとし、その場合、下記の安全対策書を予防規程に添付すること。なお、既に予防規程の認可を得ているものにあつては、安全対策書の提出をもって足りることとする。

安全対策書（文例）

〇〇給油所において、指定数量以上のガソリンの容器詰め替え販売を行う場合の遵守事項は以下の通りとする。

- 1 ガソリンを販売するために容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売に関する記録を作成し、1年を目安に保存すること。
- 2 固定給油設備の給油ホースに接続されている給油ノズルには、危険物の漏れ・あふれを防止する満了停止装置が備え付けてあるとともに、その機能が確実に作動するものであること。
- 3 詰め替え作業の従事者は、原則として危険物取扱者である従業員が行うこと。この場合において、詰め替え販売の数量が指定数量以上になる時点からは必ず危険物取扱者が詰め替え作業を行い、販売記録の欄外に従事した危険物取扱者の氏名を記載すること。
- 4 詰め替えを行う容器は消防法令で定める基準に適合した容器であるものとし、その容器についても、破損、腐食、裂け目等がないことを確認すること。
- 5 ガソリンを容器に詰め替える際は、周囲の自動車等の原動機が停止されていることを確認して行うこと。
- 6 セルフスタンドにおいては、危険物取扱者による監視が不十分になると認める場合については、容器の詰め替え販売を行わないこと。
- 7 上記について、遵守できない場合は、指定数量以上の詰め替え販売を取りやめることとする。

9 給油取扱所における屋外での物品の販売等に関すること。（令 2. 3. 27 消防危第88号通知、令 2. 6. 18消本予第314号通知）

屋外にて物品販売を行う場合は次の事項を明記すること。

- (1) 出火及び延焼防止の留意事項に関すること。
 - ① 火気使用の禁止、可燃性蒸気の滞留のおそれのある場所での防爆構造の機器の使用について
 - ② 防火塀周辺の物品等の積み重ねについて
- (2) 物品販売を行う場所の図面を提出させること。
 なお、令和 2 年 6 月 18 日 筑太消本予第314号通知 1 (3) 及び(4)に示す場所によること。
- (3) 物品販売業務の管理に関すること。

第 25 予防規程

10 可搬式の制御機器使用に係る事項（平30. 8. 20. 消防危第154号通知、令 2. 3. 27 消防危第87号通知、令 2. 6. 22 消本予第315号通知、令 2. 12. 15 2 筑太消本予第1025号通知）

可搬式の制御機器を使用し給油許可等を行う給油取扱所は次の事項を明記すること。

- (1) 肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置に関すること。
- (2) 火災等の災害発生時における、一斉停止や緊急通報等応急対応以外での可搬式の制御機器の使用中止や使用再開に関すること。
- (3) 火災発生時に初期消火を迅速に行えるよう、消火器等の配置場所に関すること。
- (4) 火災等の災害発生時における応急対応を含め、可搬式の制御機器による給油許可等を行う上での必要な教育及び訓練に関すること。

11 震災時等における危険物の貯蔵・取扱い等の安全対策に係る事項（平25. 10. 3 消防災第364号・消防危第171号通知、令 2. 7. 1 消本予第339号通知）

震災時等において、危険物を取扱う場合は次の事項を明記すること。

- (1) 緊急対応や施設の応急点検に関すること。
- (2) 震災時等における、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いに関すること。
- (3) 震災時等における、危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画書の提出に関すること。
- (4) 臨時的な危険物の貯蔵・取扱いに関する教育、訓練に関すること。

12 その他

- (1) いったん認可を受けた規程は、危険物保安監督者が変わる場合においても、変更の認可の申請は必要とせず、危険物保安監督者選任・解任届出をすることをもって足りるものとし、また、所長又は代行者等が変わる場合においても、予防規程中に変更の内容を記載することで足りるものとする。
- (2) 在庫管理計画の届出を行うことにより漏れの点検を3年に延長する場合は、予防規程に当該内容に関する事項を追記し、筑紫野太宰府消防組合管理者の認可を要する
- (3) 分解整備工場（認証工場、指定工場）を設置する場合は、予防規程に当該内容に関する事項を追記し、筑紫野太宰府消防組合管理者の認可を得ること。

様式第 1

「給油取扱所」危険物取扱者等の委託状況

(令和 年 月 日現在)

給油所概要	名 称				
	所 在 地 (場 所)		TEL		
	設置者又は 管理責任者			保安監督者	
委託会社	氏名 (名称)				
	住所 (所在地)		TEL		
	受託会社 担当事務 所	名 称			
		所在地	TEL		
	教育訓練担当者 (役 職)				
受託者の行う危険物取扱業務等の範囲					
受託者の行う 危険物取扱業務等の方法	派遣職員 の状況	派遣人員数		人	
		※派遣時	区 分	常 駐	交代員の有無
			2 4 時間	人	有り ・ 無し
			時～ 時	人	有り ・ 無し
	※添付書類	日 ・ 祭日		人	有り ・ 無し
		有り ・ 無し			
備 考					

※ 派遣時間が給油所職員との併用又は曜日、時間帯区分等複雑となる場合は、添付資料有りにチェックし、添付書類をつけること。

第 25 予防規程

様式第 1（委託状況の記入例）

「給油取扱所」危険物取扱者等の委託状況

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

給油所概要	名 称		筑太石油(株) 筑太給油所			
	所 在 地 (場 所)		筑紫野市針摺西一丁目 1 番 1 号 TEL 092-〇〇〇-〇〇〇〇			
	設置者又は 管理責任者		消防 一郎	保安監督者	消防 次郎	
委 託 会 社	氏名 (名称)		(株)〇〇			
	住所 (所在地)		筑紫野市〇〇 1 - 1 - 1 TEL 000-000-0000			
	受託会社 担当事務 所	名 称	(株)〇〇 筑紫野支店			
		所在地	筑紫野市〇〇 1 - 1 - 1 TEL 000-000-0000			
	教育訓練担当者 (役 職)		筑太 三郎			
受託者の行う危険物取扱業務 等の範囲			①施設の運転、操作 ②危険物の取扱（給油・注油） ③保安教育訓練 ④保安に関する記録 ⑤施設の点検整備 ⑥災害その他非常時の措置 ⑦その他（ ）			
受託者の行う 危険物取扱業 務等の方法	派遣職員 の状況	派遣人員数		〇〇人		
		※ 派 遣 時	区 分	常 駐	交代員の有無	
			2 4 時間	人	有り ・ 無し	
			〇時～ 〇時	〇人	有り ・ 無し	
			日 ・ 祭日	人	有り ・ 無し	
	※添付書類		有り ・ 無し			
備 考			派遣総数〇人を確保し、曜日による交代を行う。 (給油所社員とのローテあり)			

※ 派遣時間が給油所職員との併用又は曜日、時間帯区分等複雑となる場合は、添付資料有りにチェックし、添付書類をつけること。